

千葉県告示第242号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和5年3月28日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
アフタースクールセンター・ウェル 千葉県千葉市中央区道場南二丁目2番3号 脩和ビル1階	一般社団法人ソーシャルサポートアソシエーション・ルーツ 千葉県千葉市若葉区貝塚2-12-27 代表理事 江ヶ崎健雄	令和5年 3月31日	1250100706	児童発達支援